

主 文

件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人によると、請求人は、昭和○年から平成○年まで約○年間、伐採夫として日常的にチェーンソーを使用した騒音作業に従事し、そのうち、昭和○年から離職する平成○年○月○日までは、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用されていたという。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、Cクリニックに受診し、「両感音難聴」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人が労災保険法上の労働者と認められるか。また、労働者と認められる場合、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、要旨、会社の社員に仕事のやり方について指示されたことがあったこと、負傷した際に会社が治療費を支払ったこと、自らが作業員を使用したことがなかったこと、材積の検収が工場で行われていたこと、伐採単価が同一であったこと等を根拠として、労災保険法上の労働者であったと主張している。
- (2) そこで、請求人が同上の労働者であるといえるか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経過等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法第9条にいう労働者と同義であると解される。

イ 労災保険法上の労働者に該当するか否かについては、①使用者の指揮監督下で就労しているか否か、②報酬に労務対償性が認められるか否か等当該労働の実態に即して判断するとされているところ、当審査会においても、この考え方に則して判断することが妥当であると思料する。

ウ すると、請求人は、要旨、作業する時間、休日等は会社から決められておらず、作業はいつも一人で行っていたと述べており、また、会社担当者も、会社では請求人の出勤管理はしておらず、請求人が他人を使うか、代わりの人にやってもらうかについても、特に管理をしていないのでわからなかったと述べている。

そうすると、請求人は、会社から時間的及び場所的な拘束を受けて、使用者の指揮監督下で就労していたといえないことは明らかであるといわざるを得ない。

この点、請求人は、本件会社の社員から、現場で境界の確認、木の切り方等について指示されることもあったと述べるが、これらの指示は、通常、業

務を委託する注文者が行う程度の指示であると判断することが相当である。

エ さらに、請求人の報酬についても、請求人は出来高払で会社に請求していたとしており、報酬の労務対償性についても認められないものである。

オ 以上からすると、請求人が労災保険法上の労働者に該当するとは認められない。

(3) なお、請求人は、会社で伐採作業に従事する以前、複数の会社においてチェーンソーを用いて同作業に従事していたと主張している。当審査会としては、当該主張の真偽は不明ながら、仮に請求人主張のとおり、約〇年間にわたって騒音工具を使用する作業に労働者として従事していたことが事実であるとしても、その後〇年余にわたって、上記のとおり労働者とは判断し得ない立場において同種作業に従事していたとの事実を勘案すると、当該労働者であった時期における騒音ばく露作業の結果として、本件疾病を発症したとは判断できないものであるとの結論に達したことを付言する。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。